

岩手県告示第883号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり行う。

平成22年11月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 試験の日時及び場所

区 分	日 時	場 所
学説試験	平成23年2月2日(水)午前9時から	盛岡市内丸10番1号 岩手県庁
実地試験	平成23年2月3日(木)午前9時から	盛岡市内丸19番1号 岩手医科大学歯科技工専門学校

2 受験手続 受験願書を平成23年1月4日(火)から同月12日(水)までに岩手県保健福祉部医療推進課に提出すること。

3 その他 詳細については、岩手県保健福祉部医療推進課に問い合わせること。